

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）	1
○港湾法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十五号）（抄）	1
○港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）	2
○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）	3
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）	3
○地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）	4
○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）	4
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）	4
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）	5
○地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）	5
○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）	5
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第一百号）（抄）	5
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）	6
○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）	6
○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）	6

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 参照条文

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（特定港湾情報提供施設協定の効力）

第四十五条の六 前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた特定港湾情報提供施設協定は、その公示のあつた後において協定特定港湾情報提供施設の特定港湾情報提供施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

（国土交通大臣による開発保全航路内の物件の使用等）

第五十五条の三の三 国土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、開発保全航路の区域のうち、非常災害が発生した場合の船舶の交通を確保するために特に必要があるものとして国土交通省令で定めた区域内において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。

（緊急確保航路内の禁止行為等）

第五十五条の三の四 何人も、緊急確保航路（非常災害が発生した場合において、港湾区域、開発保全航路及び河川区域以外の水域における船舶の交通を緊急に確保する必要があるものとして政令でその区域を定めた航路をいう。以下同じ。）内において、みだりに、船舶、土石その他の物件で国土交通省令で定めるものを捨て、又は放置してはならない。

2 緊急確保航路内において、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の行為が非常災害が発生した場合における船舶の交通に支障を与えるものであるとき、又は非常災害が発生した場合における沈没物その他の物件の除去に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。

4 第三十七条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

5 国土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、緊急確保航路内において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。

（職権の委任）

第六十条の四 この法律に規定する国土交通大臣の職権の一部は、政令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

○港湾法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十五号）（抄）

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

第五十条の十五の次に次の七条を加える。

（国際旅客船拠点形成計画）

第五十条の十六（略）

257（略）

8 国土交通大臣は、前項の規定により国際旅客船拠点形成計画の送付を受けたときは、国際旅客船港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

9 第五項から前項までの規定は、国際旅客船拠点形成計画の変更について準用する。

（略）

（官民連携国際旅客船受入促進協定の効力）

第五十条の二十 前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた官民連携国際旅客船受入促進協定は、その公示のあつた後において協定民間国際旅客船受入促進施設の施設所有者等又は予定施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

（略）

（国土交通大臣の援助）

第五十条の二十二 国土交通大臣は、官民連携国際旅客船受入促進協定を締結し、又は締結しようとする民間国際旅客船受入促進施設の施設所有者等又は予定施設所有者等に対し、官民連携国際旅客船受入促進協定の締結及びその円滑な実施に関し必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（略）

第五十五条の三の四を第五十五条の三の五とし、第五十五条の三の三を第五十五条の三の四とし、第五十五条の三の二の次に次の一条を加える。

（非常災害の場合における国土交通大臣による港湾施設の管理等）

第五十五条の三の三（略）

255（略）

（略）

○港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

（緊急確保航路）

第十七条の十 法第五十五条の三の四第一項に規定する緊急確保航路の区域は、別表第五のとおりとする。

(職権の委任)

第二十二条 次に掲げる国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。

一 法第六章、第五十五条の三の三、第五十五条の三の四及び第五十六条の六の規定による国土交通大臣の職権(企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第八条第四項の規定に基づく港湾工事に係る処分により納付すべき負担金に係るものを除く。)

二(四) (略)

2 法第四十一条の五、第五十条の第六十項(同条第十一項において準用する場合を含む。)、第五十条の七第五項、第五十六条の二の二十二、第五十六条の四及び第五十六条の五並びに第十七条の九の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。

○宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号) (抄)

(重要事項の説明等)

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者(以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。)に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面(第五号において図面を必要とするときは、図面)を交付して説明をさせなければならない。

一 (略)

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別(当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。)に依りて政令で定めるものに関する事項の概要

三(十四) (略)

2(7) (略)

○宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号) (抄)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭和四十

三年法律第一〇一號）第三十八條第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六條及び第二十八條の規定により同法第三十八條第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一〇十二の五（略）

十三 港湾法第三十七條第一項第四号、第四十條第一項及び第五十條の十三

十四〇三十七（略）

2・3（略）

○地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二號）（抄）

（他の法令の準用）

第四十二條 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三號）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、道路公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二號）（抄）

（他の法令の準用）

第十條 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九號及び第二十二號にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一・二（略）

三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八號）第三十七條第三項（同法第四十三條の八第四項及び第五十五條の三の四第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八條の二第一項、第九項及び第十項

四〇三十一（略）

2（略）

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十號）（抄）

（他の法令の準用）

第二十七條 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三號）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（他の法令の準用）

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一（略）

二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項

三（三十一）（略）

2（略）

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）

（不動産登記法等の準用）

第二百五十五条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）

（他の法令の準用）

第三十二条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一（三）（略）

四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条第四項並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項

五（二十四）（略）

2（五）（略）

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（抄）

(他の法令の準用)

第二十九条 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）

(他の法令の準用)

第二十二条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 (略)

二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）

三 十 (略)

2 (略)

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

(水底線路の保護)

第四百四十一条 (略)

2・3 (略)

4 何人も、第一項の保護区域内において、船舶をびよう泊させ、底びき網を用いる漁業その他の政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないでならない。ただし、河川管理者が河川工事を行う場合、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第三項に規定する海岸管理者（以下この条において「海岸管理者」という。）が同法第二条第一項に規定する海岸保全施設（以下この項において「海岸保全施設」という。）に関する工事を施行する場合又は同法第六条第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5 8 (略)

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

(保護区域内の禁止漁業等)

第九条 (略)

2 法第四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。

一〇五 (略)

六 国土交通大臣若しくは港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者が同条第七項に規定する港湾工事を施行する場合、国土交通大臣が同条第八項に規定する開発保全航路の開発若しくは保全に関する工事を施行する場合又は同法第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の四第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者（同法第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項、第五十五条の三の四第四項及び第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられたこれらの規定による協議をした者を含む。）若しくは同法第五十六条の四第一項の規定による命令を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合

七〇十 (略)